

令和8年2月10日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

高圧洗浄機（充電式）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件
(うち石油ストーブ（開放式）2件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うち高圧洗浄機（充電式）1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 12件
(うち電気洗濯機1件、コンセント1件、除湿機1件、
タブレット端末1件、電気ストーブ1件、電気あんか1件、
ヘアドライヤー1件、自転車1件、ミシン1件、照明器具1件、
イヤホン（コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵）1件、
リチウム電池内蔵充電器1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし
 1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

株式会社コメリが輸入した高圧洗浄機（充電式）について (管理番号 : A202501164)

①事故事象について

株式会社コメリ（法人番号：9110001002050）が輸入した高圧洗浄機（充電式）に他社製のACアダプターを接続して充電中、当該製品を焼損する火災が発生しました。現在、原因を調査中です。

②当該製品のリコール（回収・返金）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、本体内部へ水が侵入し、バッテリーや基盤がぬれると、充電時に発煙・発火に至る可能性があることから、事故の再発防止を図るため、2025年（令和7年）9月24日にコーポレートサイトでのニュースリリース告知、ショッピングサイト（コメリドットコム）での告知、店頭ポスターの掲示、同社クレジットカードでの購入者へのダイレクトメール送付、EC購入者へのメール配信を行い、対象製品について回収及び返金を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202501164）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：JAN(EAN)コード、販売期間、対象台数

JAN(EAN)コード	販売期間	対象台数
4920501928800	2024年7月16日～2025年5月21日	41,340

2025年（令和7年）9月24日からリコール（回収・返金）を実施
回収率：19.6%（2026年2月9日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2024年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2025年度	1	火災
2024年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202501164）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

対象製品の外観



確認方法

①ボトルに『CRUZARD』と印字されている。



②噴射ボタンおよびリリースバルブが赤色であること



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び返金を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社コメリ お客様相談室

電話番号 : 0120-253-004

受付時間 : 9時~17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト : <https://www.komeri.bit.or.jp/news/img/20250924.pdf>

※オンライン受付（24時間）

<https://www.komeri.bit.or.jp/contact/form.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当 : 荒木、別所、上田

電話 : 03(3507)9204（直通）

URL : <https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担当 : 日野、山田、中谷

電話 : 03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501170	令和8年1月21日	令和8年2月6日	石油ストーブ(開放式)	RX-D18	株式会社コロナ	火災 死亡1名 軽傷1名	建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡、1名が軽傷を負った。現場に当該製品があつた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から25年以上経過した製品
A202501171	令和8年1月21日	令和8年2月6日	石油ストーブ(開放式)	SX-2824Y	株式会社コロナ	火災	当該製品を消火した直後、当該製品に別の給油タンクを装着しようとしたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501164	令和8年1月24日	令和8年2月5日	高圧洗浄機(充電式)	4920501928800	株式会社コメリ (輸入事業者)	火災	当該製品に他社製のACアダプターを接続して充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	岩手県	令和7年9月24日からコールを実施 (特記事項を参照) 回収率:19.6%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501162	令和8年1月25日	令和8年2月5日	電気洗濯機	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202501163	令和7年12月31日	令和8年2月5日	コンセント	火災	当該製品にマルチタップを介して電気製品を接続していたところ、発煙に気付き確認すると、当該製品とマルチタップとの接続部を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	製造から40年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年1月30日
A202501165	令和8年1月21日	令和8年2月5日	除湿機	火災	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	富山県	
A202501166	令和7年11月24日	令和8年2月6日	タブレット端末	火災	当該製品に他社製のACアダプターを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	熊本県	令和7年12月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年1月27日
A202501167	令和8年1月6日	令和8年2月6日	電気ストーブ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年2月3日
A202501168	令和8年1月13日	令和8年2月6日	電気あんか	重傷1名	当該製品を使用中、右足に火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202501169	令和8年1月30日	令和8年2月6日	ヘアドライヤー	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501172	令和8年1月17日	令和8年2月6日	自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	
A202501173	令和7年12月17日	令和8年2月6日	ミシン	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から50年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年1月28日
A202501174	令和7年8月 ※不明	令和8年2月6日	照明器具	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年1月6日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意
A202501175	令和7年10月23日	令和8年2月6日	イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福島県	令和7年11月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年2月4日
A202501176	令和7年11月22日	令和8年2月6日	リチウム電池内蔵充電器	火災 軽傷1名	当該製品を鞄に入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	令和7年12月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年11月26日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし